

(様式第2号 要綱2(1)～(8)において雇用創出計画を有する場合 )

# 確 認 書

## (雇用創出計画を有する事業の融資条件)

令和 年 月 日

(取扱金融機関)

青 森 県 殿  
(青森県信用保証協会経由)

住 所

申込者名

代表者名

印

青森県「選ばれる青森」への挑戦資金特別保証融資制度要綱5の規定により「確認書」を提出します。  
これにより、青森県「選ばれる青森」への挑戦資金に係る融資を受けた後、取扱要領に規定する雇用の要件を欠くに至り取扱金融機関が県から報告を受けた場合は、要綱3(1)の規定により融資利率が変更されることを確認します。

なお、融資利率が変更される場合としては、下記により雇用の要件を欠いた場合等となります。

- ・ 下記融資利率(申込時)の適用を受けるための必要な人数を雇用しない場合
- ・ 融資実行後原則6ヶ月以内に雇用を開始しない場合
- ・ 雇用を開始して1年以上継続して雇用しない場合
- ・ 正社員として雇用しない場合
- ・ 雇用期間の定めがある雇用契約(契約社員等)である場合
- ・ 法律上の義務である健康保険に加入しない又は労働保険に加入しない場合
- ・ 雇用開始後速やかに雇用状況を県に報告しない場合
- ・ 雇用を開始して1年経過後速やかに雇用状況を県に報告しない場合
- ・ 雇用の要件を欠いている状況に対して、速やかに是正措置を講じない場合 等

	融資実行時 (いずれかを○で囲む)	要綱3(1)による変更後			備 考
融資利率	0.9%	1.0%	1.1%		※1 ※3
	0.7%	0.9%	1.0%	1.1%	※2 ※3

- ※1 融資利率0.9%を適用する条件を満たしている場合(若者、女性、シニア、UIJターンによる創業)には変更ありません。
- ※2 融資利率0.9%を適用する条件を満たしている場合(若者、女性、シニア、UIJターンによる創業、又は常時使用する従業員を新たに2人(新規学卒者等は1人)以上雇用)には、0.9%となります。
- ※3 融資利率1.0%を適用する条件を満たしている場合(創業支援事業計画に基づいて県内市町村が設置する創業相談窓口の利用が確認できる場合、又は三者連携協定に関する融資を受けた場合)には、1.0%となります。